

令和4年3月 遊佐町農業委員会第12回総会議事録

1. 開催日程 令和4年3月22日(火) 午後2時00分～午後4時00分

2. 場 所 遊佐町役場 第4会議室

3. 会議に付した議案

- | | |
|-------|--|
| 報告事項1 | 農地法第3条の3の規定による届出書の受理について |
| 報告事項2 | 解約について |
| 報告事項3 | 農地法第18条第6項の規定による通知受理について |
| 議第39号 | 非農地証明願いについて |
| 議第40号 | 農地法第3条の規定による使用貸借権設定許可申請について |
| 議第41号 | 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による
農用地利用集積計画の決定について |
| 議第42号 | 農用地利用配分計画(案)について |
| 議第43号 | 農業委員会事務職員の任免について |

4. 出席委員 (16名中16名)

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	齋藤勝広	2	三浦裕喜	3	荒生あや子	4	高橋敬
5	小松正志	6	今野忠勝	7	小野寺一博	8	菅原幸男
9	鈴木一弥	10	榊原一男	11	高橋正樹	12	大谷進一
13	石垣建	14	鈴木寿一	15	伊原ひとみ	16	佐藤充

5. 欠席委員 (0名)

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名

6. 出席農地利用最適化推進委員 (0名)

地区	氏名	地区	氏名	地区	氏名	地区	氏名

7. 欠席農地利用最適化推進委員 (0名)

地区	氏名	地区	氏名	地区	氏名	地区	氏名

8. 事務局出席者 (3名)

渡会和裕事務局長、菅原恵里係長、伊藤歩美主事

9. 関係機関・団体等その他出席した者 (0名 なし)

10. 会議の概要

事務局	<p>遊佐町農業委員会 3 月の定例会を開催いたします。</p> <p>今総会は定例により、農業委員会事務職員の任免について審議させていただきます。その後、課長会議が予定されておまして町長部局の人事異動内示もあり、議案の順序を変更させていただき、今総会の進行具合によっては、その結果をもって途中退席させていただきますので、よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、本日の出欠状況の報告を榊原懲罰委員長よりお願いします。 (10 番榊原一男委員が挙手し、議長が指名する)</p>
10 番榊原一男委員	<p>本日の出欠状況について報告いたします。</p> <p>委員 16 名中 16 名全員が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、本総会は成立しております。</p> <p>以上報告を終わります。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。それでは、佐藤会長よりご挨拶をお願いします。</p>
佐藤会長	<p>お忙しい中大変ご苦労様です。課長が仰っていましたが、今日は人事に関する件もあります。毎年恒例のことではありますが集まってもらいました。出来れば変わってほしくないと思っております。</p> <p>3 月に入りコロナが増えています。特に鶴岡・酒田・新潟は上位にあるということで、かなり拡がってきているように感じます。一昨日、和尚さんと話す機会がありましたが、酒田と鶴岡の感染の違いというのを話していました。どういうことかといいますと、酒田市長と鶴岡市長の考え方が違うとのことでした。鶴岡は例えばスポ少をした時に家族と子供と一緒に中にいるということですが、酒田は徹底していてスポ少では親は中に入らないようにして分けているというのが若干の違いではないかと話していました。そのようなこともありますなるべく人込みにはいかず注意しましょう。</p> <p>それから、飼料用米というのがありますが、3 年契約ということで、今年 3 年目になります。農家の方々が飼料用米の 3 年契約というときに、当初は 12,000 円で決まっていたのですが、3 年目の令和 4 年では 6,000 円と半分の価格になったわけです。3 年契約ということは、これは違反ではないかと思っていました。そんな時に元農業委員の方が、県に同じようなことを聞いたところ『そういう文章は書いていない』と、『文章でそのようなことは言っていない』ということでした。</p> <p>例えば、ある農家が『これはおかしいのではないかと』と訴えた場合でも、必ず負けるということでした。県の文章はそのような文章だそうです。これは、やはり頭の良い人が考えた文章なんだと思った次第です。</p> <p>今、ウクライナとロシアとの戦争が始まっています。ウクライナというところは、新聞にもありますが、農業国で一番身近にある小麦粉の一大産地であり、価格が 17%、1.7 倍上がるとありました。ウクライナが世界の 3 割を輸出していた国ということで、かなりの影響が出てきています。この戦争でガソリンも上がっていますし早くこの戦争が終わってくれればいいと思っております。</p> <p>それでは、本総会に提出されました案件の慎重審議よろしく願い致</p>

佐藤会長	します。
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、会議の議長は遊佐町農業委員会 会議規則第 4 条の規定により、会長があたることになっておりますので、佐藤充会長より議長をお願いします。</p> <p>(佐藤会長が議長に就き、委員に議事進行の協力を依頼する。)</p>
議長	<p>それでは、議事に入る前に、会議規則第 13 条の規定による、議事録署名人の選任を行います。</p> <p>恒例によりまして、議長の私から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。</p> <p>〈異議なしの声〉</p> <p>では 8 番の菅原幸男委員、11 番の高橋正樹委員をお願いします。</p> <p>なお、書記は、事務局の伊藤主事を指名します。</p> <p>それでは議事に入りますが、先程事務局長よりありました議第 43 号 農業委員会事務職員の任免について、を繰り上げて審議します。</p> <p>係長以下事務局員は一時退席してください。</p> <p>(係長・主事退席)</p>
	(事務局長が資料を配布)
議長	<p>事務局より説明願います。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局長	<p>ご説明いたします。総会議案書の 30 ページと、ただいま配布いたしました資料をご覧ください。</p> <p>議第 43 号 農業委員会事務職員の任免について、遊佐町長部局の人事異動に関し、職員人事の交流と事務効率の円滑化を図るため、次のとおり本職員の任免を行うものとする。</p> <p>1. 任免を行う職員 別紙のとおり (別紙により説明)</p> <p>令和 4 年 3 月 22 日提出 遊佐町農業委員会会長 佐藤 充</p>
議長	<p>ただいまの事務局からの議案説明について質疑を行います。発言のある方は挙手願います。</p> <p>その他、なにかございませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。</p> <p>議第 43 号について、原案のとおり決定する事に賛成の方は挙手願います。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 43 号 農業委員会事務職員の任免については原案のとおり決定いたします。</p> <p>なお渡会事務局長については、農業委員会の決定結果を課長会議に報告願います。</p>

	(事務局、着席)
議長	それでは、総会次第に基づき進行いたします。 報告事項について、事務局より説明願います。
	(事務局長が挙手し、議長が指名する。)
事務局長	(議案書・朗読説明)
議長	それでは、詳細説明お願いいたします。
	(事務局が挙手し、議長が指名する。)
事務局	<p>説明いたします。報告事項 1. 農地法第 3 条の 3 の規定による届出書の受理について、合計 11 件、すべて農地法第 3 条の許可不要の取得事由の届出の受理となっております。補足説明資料は、1 ページからご覧ください。個別に説明させていただきます。</p> <p>番号 71 土地は、計 13 筆、 24,740.00 m² 番号 72 土地は、計 18 筆、 31,378.00 m² 番号 73 土地は、計 15 筆、 24,451.00 m² 番号 74 土地は、計 6 筆、 8,282.00 m² 番号 75 土地は、畑、46 m²、 一筆のみ 番号 76 土地は、計 24 筆、 23,723.36 m² 番号 77 土地は、計 7 筆、 3,072.00 m² 番号 78 土地は、計 4 筆、 5,456.00 m² 番号 79 土地は、計 5 筆、 12,114.00 m² 番号 80 土地は、畑、364 m²、 一筆のみ 番号 81 土地は、計 14 筆、 23,580.00 m² 以上 11 件、すべて相続による所有権の取得です。 続きまして、 報告事項 2. 解約について 無償の貸し借りである使用貸借契約の解約になります。 もともとは登記上の名義人である所有者が、農業者年金を受給する際に経営移譲を行い設定した契約です。所有者は亡くなっており、解約しても影響はありません。 この後、議第 41 号 (2) 番号 114 でも説明しますが、第三者に利用権設定を行うため、解約するものです。第三者に利用権設定する筆は、使用貸借権を解約する筆の内 3 筆ですが、所有者が亡くなっている現時点で使用貸借契約を継続する必要はないため、まとめて解約するものです。 番号 12 土地は、計 12 筆、13,485 m² 以上です。 最後に、 報告事項 3. 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知受理について 農地法第 18 条第 1 項第 2 号、農地の引き渡し期限前、6 箇月以内に成立した合意解約が書面で明らかたため、通知受理のみで足りる内容となっております。 番号 39 土地は、畑、6,338 m²、一筆のみ。 このあと説明する議第 41 号 (2) 番号 133 で、第三者へ利用権設定するため、解約するものです。 報告事項の説明については以上です。</p>
議長	<p>只今の報告事項について、何か質問・意見等はありませんか。 (質問・意見なし) 無いようですので以上で報告事項を終了し、引き続き議事に移ります。</p>

	議事につきましては、農地利用調整委員会が開催されておりますので、伊原委員長より報告をお願いします。
	(15 番 伊原 ひとみ 会長代理が挙手し、議長が指名する)
15 番 伊原ひとみ会長代理	3 月 15 日に、第 2 会議室で委員 7 名中 5 名が出席して、農地法、農業経営基盤強化促進法、土地改良法その他関係法令により農用地利用集積計画に係る事前調査及び審議、農地流動の適正斡旋に係る事前協議及び調整のため農地利用調整委員会を開催しましたが、議第 40 号と議第 41 号について特に問題なしとして審議し、本総会に提出しております。
議長	それでは、議第 39 号 非農地証明願いについて、事務局の説明を求めます。
	(事務局係長が挙手し、議長が指名する)
事務局係長	(議案書・朗読説明)
議長	それでは、詳細説明お願いいたします。
	(事務局が挙手し、議長が指名する)
事務局	説明申し上げます。審査基準書は 1 ページ、補足説明資料は 5 ページからご覧ください。 番号 6、土地は、畑、1,451 m ² です。 申請地は都市計画区域内、農業振興地域内、土地改良事業受益地外で、昭和 50 年頃からすでに畑として耕作はしておらず、山林の状態でありました。農地に復元することは著しく困難で、復元しても農地として継続利用できない状況です。固定資産税も山林で課税されております。 15 日に高橋土地専門部会長、大谷副部会長、伊原ひとみ部会員の 3 名で現地調査を行っておりますので、後ほど報告をお願いいたします。 以上です。
議長	それでは、11 番高橋部会長から現地調査の報告をお願いします。
11 番高橋部会長	はい、それでは報告いたします。審査基準書 1 頁・2 頁をご覧ください。 場所は、当該地域公民館のすぐ裏手の土地 2 m ほどで、人が立てないくらいの急勾配の法面で耕すにも耕せない、写真を見てもらうとわかる通り竹が密生しており農地への復元は無理と見てきました。よってなら問題はないと思います。 仮に竹を取ってしまうと畑の砂が崩れるし、風で飛んできて東側にある家は大変な目に合うと、みてきたところです。以上です。
議長	次に 12 番大谷副部会長からも現地調査の報告をお願いします。
12 番大谷副部会長	報告します。ただ今、部会長からも話がありましたが、私も現状をみますと、竹林で竹を切ると悲惨な状態になると思うので、非農地証明で問題ないと思います。以上です。
議長	最後に 15 番伊原ひとみ会長代理からも現地調査の報告をお願いします。
15 番伊原会長代理	はい、私も部会長・副部会長と同じ意見です。許可相当だと見て参りました。以上です。
議長	それでは、質疑に入ります。

	<p>ただいまの議案の事務局説明と委員からの現地調査報告について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>その他何かご意見等ございますか。</p>
16 番佐藤充委員	<p>これはわざと竹を生やしているのでしょうか。</p>
11 番高橋正樹委員	<p>わざとというわけでもないのですが、なぜこの法面が農地なのかがとても不思議で。本当に法面だけで、平らな部分が一切なしで斜面だけです。</p>
12 番大谷進一委員	<p>法面のすぐ裏が家で竹林がなくなれば、砂が飛んで大変ではないかとみんなで話していました。付け加えますと非農地証明となった場合でも、現状の竹林のままで管理していくということでした。</p>
3 番荒生あや子委員	<p>この竹は普通の笹竹でしょうか。なんのタケノコも取れないのでしょうか。ただの笹竹のような感じでしょうか。45年で畑をしていたところに一面竹が増えたということでしょうか。この状態だと人が竹林に入っていくことも難しいのでは。</p>
11 番高橋正樹委員	<p>笹竹でタケノコは無理だと思います。びっしりと生えているので人が入っていくのは無理だと思います。ですので、現状の管理も周辺の管理が主です。いわゆる防風林のような役割で生えているような感じです。</p>
議長	<p>それでは、ここで質疑を終了し採決いたします。</p> <p>議第 39 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います</p> <p style="text-align: center;">(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 39 号 非農地証明願いについて、原案のとおり現況非農地として証明することに決定いたします。</p> <p>次に、議第 40 号 農地法第 3 条の規定による使用貸借権設定許可申請について、事務局の説明を求めます。</p>
	(事務局が挙手し、議長が指名する。)
事務係長	(議案書・朗読説明)
	<p>詳細は事務局員より説明いたさせます。</p>
議長	<p>それでは、詳細説明お願いいたします。</p>
	(事務局が挙手し、議長が指名する。)
事務局	<p>補足説明申し上げます。審査基準書は 3 ページをご覧ください。</p> <p>農地法第 3 条による使用貸借権設定許可申請で、第 3 条第 2 項の各号に掲げる効率利用、下限面積、調和要件等の不許可要件については、該当しないと考えます。</p> <p>番号 13 土地は、計 17 筆、36,014 m²。</p> <p>親子間の無償の貸し借りとなります。</p> <p>期間は 20 年です。</p> <p>経営移譲のための使用貸借権設定ですが、農業者年金については関係のない経営移譲です。所有者は過去に旧制度の農業者年金に加入歴がありますが、一時金を交付されているため年金の受給資格はありません。</p> <p>現地調査は榊原委員に依頼しておりますので、このあと報告をお願いします。</p>
議長	<p>それでは、番号 13 について、10 番榊原一男委員より現地調査の報告をお願いします。</p>

10 番榊原一男委員	<p>3月12日に譲渡人本人にお会いし話を聞いてきました。親子間の使用貸借権ということで、譲受人は譲渡人の長男で、担い手となっています。そのためかきちんと管理していましたし、なんら問題ないかと思えます。以上です。</p>
議長	<p>それでは、質疑に入ります。 ただいまの議案の事務局説明と、委員からの現地調査報告について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>その他何かご意見等ございますか。 (意見・質問なし)</p> <p>それでは質疑を打ち切り採決いたします。 議第40号について原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。 (出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第40号 農地法第3条の規定による使用貸借権設定許可申請について、原案のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議第41号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明を求めます。</p>
議長	(事務局係長が挙手し、議長が指名する)
事務局係長	(議案書・朗読説明)
議長	それでは、詳細説明お願いいたします。
	(事務局が挙手し、議長が指名する)
事務局	<p>説明申し上げます。審査基準書は4ページからご覧下さい。 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、遊佐町長から農用地利用集積計画の決定を求められております。</p> <p>内訳は、(1) 所有権移転は5件、 (2) 利用権設定は新規設定が8件、再設定が28件、 (3) 利用権移転は10件 となっております。</p> <p>計画の内容が審査基準に適合するかは、審査基準書をご覧ください。 計画要請の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>それでは個別に説明します。 (1) 所有権移転について 番号23 土地は、計2筆、4,133㎡。 総額250万円の売買による所有権移転です。 所有者の希望による売買です。現地調査は小松委員に依頼しておりますので、このあと報告をお願いします。</p> <p>続きまして、 番号24と25の譲渡人は、同一人です。</p> <p>これまで相対で、番号24の譲受人が耕作しておりましたが、所有者が売買を希望したため申請となりました。番号25の土地は、番号25の譲受人の耕作地の隣だったため、番号25の譲受人が買うことになったそうで</p>

事務局	<p>す。</p> <p>売買金額はどちらも単価 40 万円です。</p> <p>譲受人はどちらも同じ集落の方々です。</p> <p>番号 24 土地は、計 3 筆、5,330 m²。</p> <p>譲受人は法人構成員のため、所有権移転と同時に法人へ利用権設定を行います。詳細は、(2) 番号 144-1、144-2 で説明します。</p> <p>こちらについては大谷委員に現地調査を依頼しておりますので、このあと報告をお願いします。</p> <p>番号 25 土地は、田、73 m²、一筆のみ。</p> <p>現地調査は番号 23 と同じく小松委員に依頼しておりますので、このあと報告をお願いします。</p> <p>続きまして番号 26 申請者は同一集落の方々です。</p> <p>番号 26 土地は、田、966 m²、一筆のみ。</p> <p>総額 17 万円の売買です。</p> <p>こちらも番号 24 と同様、譲受人は法人構成員であるため、所有権移転と同時に法人へ利用権設定を行います。詳細は (2) 番号 145-1、145-2 で説明します。</p> <p>こちらについては会長に現地調査を依頼しておりましたので、このあと報告をお願いします。</p> <p>最後に番号 27 について説明します。先月総会では買入協議について決定した案件で、所有者から農地中間管理機構へ所有権移転する内容となっております。</p> <p>番号 27 土地は、計 9 筆、23,259 m²。</p> <p>単価は 60 万円です。</p> <p>今後の予定としては、農地中間管理機構へ所有権移転ののち、6 月総会で買主へ所有権移転する予定となっております。</p> <p>今回は農地中間管理機構への売渡ですので、現地調査は依頼しておりません。</p> <p>所有権移転についての説明は以上です。</p> <p>続きまして、</p> <p>(2) 利用権設定について</p> <p>番号 110 から 113 について説明します。借人はすべて同じで、前回同様の方々と再設定です。期間は 3 年で、金額は総会議案書に記載のとおりですが、すべて前回と同じ金額ということで申請を受付しております。</p> <p>番号 110 土地は、計 12 筆、17,682.80 m²。</p> <p>番号 111 土地は、計 5 筆、9,475 m²。</p> <p>番号 112 土地は、計 15 筆、34,199 m²。</p> <p>番号 113 土地は、計 10 筆、8,158 m²。</p> <p>続きまして、番号 114 は新規に設定です。これまでも相対で借人に管理などをお願いしていたそうですが、今回から正式に契約することにしたそうです。</p> <p>番号 114 土地は、計 3 筆、7,846 m²、</p> <p>期間は令和 10 年 12 月末までとのことでした。</p> <p>金額は総額 2 万円です。</p> <p>続きまして番号 115 から 118 は同一人と再設定です。</p>
-----	--

事務局

番号 115 土地は、計 9 筆、7,200 m²。

集落は同じ方々です。

単価は 7,000 円で、期間は 10 年です。

番号 116 土地は、計 5 筆、11,851 m²。

単価は議案書に記載のとおりで、期間は 5 年です。

番号 117 土地は、計 4 筆、7,965 m²。

金額は 15,000 円で、期間は 3 年です。

番号 118 土地は、計 12 筆、33,785 m²。

金額は山間部分が 6,000 円で、平野部分が 16,000 円です。

期間は 5 年です。

続きまして番号 119 と 120 は新規に設定です。

番号 119 土地は、計 2 筆、6,928 m²。

単価は 6,000 円で、期間は 10 年です。

借人は今月 17 日の認定審査会で認定新規就農者に内定されており、4 月より正式に認定新規就農者となります。申請地にはハウスを建ててアスパラ、パプリカ等を作付けする予定とのことでした。

続きまして

番号 120 土地は、田、675 m²、一筆のみ。

単価は 15,000 円です。

貸人の同居人名義の賃貸借契約終期に合わせたため、期間は年単位ではない契約となっております。

同居人というのは、今回の所有者の配偶者です。11 月総会で新しい方が借人となる利用権設定が決定しました。もともとその土地は別の借人が耕作していて、その方が耕作できないということで今回の新しい借人が受け手となったものです。元借人との契約は貸人名義の土地についてのみで、同居人名義の今回の申請地については農業委員会を通した契約はしておりませんでした。そのため 11 月総会で契約する際、この土地はもれてしまったのですが、貸人名義の土地の隣の土地で、これまでも一緒に相対で耕作していたそうです。そのため今回借人の希望で契約することになったものです。

続きまして番号 121 から 124 は同一人と再設定です。

番号 121 と 122 の借人は、番号 120 の借人と同一人です。期間はどちらも 5 年です。

番号 121 土地は、田、882 m²、一筆のみ。

総額 12,320 円です。

番号 122 土地は、田、1,858 m²、一筆のみ。

単価は 15,000 円です。

続きまして、番号 123 と 124 について説明します。貸人はどちらも、同一個人です。借人も同じ集落の方々です。

番号 123 土地は、計 2 筆、4,096 m²。

単価は 15,000 円で、期間は 5 年です。

番号 124 土地は、田、1,036 m²、一筆のみ。

単価は 20,000 円で、期間は 1 年です。

秋以降に所有権移転を予定しているため、期間は 1 年での設定の意向がありましたので、短い期間の設定となっております。

事務局	<p>続きまして番号 125 は新規に設定と記載しておりますが、前借人が期間途中で亡くなり、今回から同じ世帯の後継者の方が借人になったことによる新規設定のため、実際は再設定となります。そのため、基準書に位置図なども記載しておりません。</p> <p>番号 125 土地は、計 6 筆、7,499 m²。 単価は 9,000 円で、期間は 10 年です。</p> <p>続きまして番号 126 から 132 は同一人と再設定です。</p> <p>番号 126 土地は、計 7 筆、14,667 m²。 単価は 15,000 円、期間は 5 年です。</p> <p>番号 127 土地は、計 3 筆、7,015 m²。 単価は 15,000 円、期間は 5 年です。</p> <p>番号 128 土地は、計 12 筆、18,496 m²。 単価は 15,000 円で、期間は 5 年です。</p> <p>番号 129 土地は、計 9 筆、4,860.74 m²。 単価は 12,000 円、期間は 10 年です。</p> <p>番号 130 土地は、計 2 筆、6,896 m²。 単価は 17,000 円、期間は 5 年です。</p> <p>続きまして、番号 131 と 132 の借人は同一人で、単価は 17,000 円、期間は 10 年です。</p> <p>番号 131 土地は、計 8 筆、26,702 m²。 番号 132 土地は、計 5 筆、7,661 m²。</p> <p>続きまして番号 133 は新規に設定です。借人は毎月 17 日の認定審査会で新規認定就農者に内定されており、4 月から正式に新規認定就農者となります。</p> <p>番号 133 土地は、畑、6,338 m²、一筆のみ。 総額 34,000 円、期間は 10 年です。</p> <p>続きまして、番号 134～142 は前回と同じ貸人・借人での再設定です。番号 134 から 136 の借人は、同一人です。期間は全て 5 年です。</p> <p>番号 134 土地は、計 2 筆、2,665 m²。 単価は 15,000 円です。</p> <p>番号 135 土地は、計 5 筆、19,589 m²。 単価は 17,000 円です。</p> <p>番号 136 土地は、計 5 筆、12,346 m²。 単価は 15,000 円です。</p> <p>続きまして番号 137 と 138 は、申請者はいずれも同じ集落の方々です。借人はどちらも同一人です。期間は 10 年です。</p> <p>番号 137 土地は、計 6 筆、5,609.58 m²。 単価は議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号 138 土地は、計 4 筆、7,320 m²。 単価は一筆のみ 17,000 円で、それ以外は 12,000 円です。</p> <p>続きまして、</p> <p>番号 139 土地は、計 3 筆、3,348 m²。 米 120 kg の物納で、期間は 3 年です。</p> <p>番号 140 土地は、計 4 筆、10,140 m²。 単価は 17,000 円、期間は 10 年です。</p>
-----	--

事務局	<p>番号 141 土地は、計 2 筆、5,999 m²。 単価は水利費込みで 2 万円、期間は 10 年です。</p> <p>番号 142 土地は、計 10 筆、11,966 m²。 単価は吹浦が 5 千円で、それ以外は 17,000 円、期間は 10 年です。 続きまして番号 143 は新規に設定です。</p> <p>番号 143 土地は、畑、1,304 m²、一筆のみ。 総額 19,500 円、期間は 5 年です。</p> <p>申請地は 3 月末まで高速道路の工事のため国土交通省が借りている土地で、返還後の借人を探してほしいと農業委員会に相談があった土地です。借人が別件で来庁の際に事務局で紹介したところ、貸し借りを希望するという事で申請に至りました。</p> <p>借人は酒田市の新規認定就農者で、地域の生産組合の組合長であり隣市の農業委員である方の後継者とのことです。</p> <p>番号 144 と 145 は、農地中間管理機構を介した契約です。先ほど説明した (1) 所有権移転について、の番号 24 と 26 に関連するもので、所有権移転するには自身が所属する法人と利用権設定する必要があるため、申請があったものです。期間はどちらも 10 年で、新規に設定です。</p> <p>番号 144-1、144-2 土地は、計 3 筆、5,330 m²。 単価は 15,000 円です。</p> <p>最後に、 番号 145-1、145-2 土地は、田、966 m²、一筆のみ。 単価は 17,000 円です。</p> <p>続きまして、(3) 利用権移転について、説明します。 農業経営者である父親が、後継者である子に経営移譲をするため、借入地の借人を後継者に変更するものです。</p> <p>詳細については総会議案書に記載のとおりで、10 件の契約について借人を変更する内容となっております。利用権移転は借人を変更するもので、そのほかの内容について変更はありません。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、(1) 所有権移転についての番号 23 と 25 について、5 番小松正志委員より、現地調査の報告をお願いします。</p>
5 番小松正志委員	<p>番号 23 の譲受人は後継者もあり、何も問題ないと思います。番号 25 は知っての通り素晴らしい人ですので何の問題もないと思います。番号 23、番号 25 どちらの譲受人も、耕作の面では何も問題なく、良く作っているので何ら問題ないと思います。</p>
議長	<p>次に、(1) の番号 24 について、12 番大谷進一委員より、現地調査の報告をお願いします。</p>
12 番大谷進一委員	<p>はい、報告します。審査基準書 5 頁をみるとわかりますが、一枚一反歩 10a の圃場整備の場所で、条件的にはあまり良くないのですが、今まで相対で耕作していた今回の譲受人に売買することになりました。</p> <p>稲刈りの終わった 11 月頃から譲渡人から売りたいと話があって色々相談しましたが、正直、どなたも買ってくれる人がいなくて、今まで相対で作ってくれていた譲受人に買ってもらうことになりました。譲受人は、元農業委員会会長の後継者であり、二人で農業も一生懸命やっておられますし、機械等もなんら問題ないと思います。以上です。</p>

議長	最後に、(1) の番号 26 について、私から現地調査の報告をさせていただきます。
16 番佐藤充委員	審査基準書の 6 頁の下の方であります。赤い丸印のあるところですが。赤い丸の上の方から 100m 位は今度パーキングタウンを作る場所です。現状は 80cm くらい低く、5 角形で大変耕作は不便なところですが、譲受人からここを買いたいということで申し出がありました。去年その他に 2 反歩ほどの大きい田を手放して残っているのはここだけで、当初は 10 万円と言っていました。折り合わず売主が 17 万円位なら売ってもいいかということで、譲受人も了承し譲渡人の田んぼは全て手放すことになりましたが、売って良かったと話していました。田んぼの作り手もなんら問題ないと思います。
議長	始めに、(1) 番号 25 について審議いたします。 この件は 12 番大谷進一委員に関する案件ですので、大谷委員は一時退席願います。
	(12 番大谷進一委員 一時退席)
議長	それでは質疑に入ります。(1) 番号 25 について、何か質問・意見等がございますか。 その他何かご意見等ございますか。 (質問・意見なし) 無いようなので、質疑を終了し採決いたします。 ただ今の案件について、原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。 (出席委員全員挙手) 全員賛成ですので、この件については、原案のとおり許可することに決定いたします。大谷委員は着席願います。 (12 番大谷進一委員 着席)
議長	次に、(2) 番号 145-1、145-2 について審議いたします。この案件は私に関する案件ですので、会長代理の伊原委員に議長を交代いたします。 (議長を伊原委員と交代)
議長 (伊原委員)	暫時の間、議長の職を務めさせていただきます。 それでは、佐藤会長は一時退席願います。
	(佐藤 充会長 一時退席)
議長 (伊原委員)	(2) 番号 145-1、145-2 について審議いたします。 何か質問・意見等がございますか。 その他何かご意見等ございますか。 (質問・意見なし) 無いようですので、質疑を終了し採決いたします。 ただいまの案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (出席委員全員挙手) 全員賛成ですので、この件については、原案のとおり許可することに決定いたします。 それでは、佐藤会長と議長を交代いたします。
	(佐藤 充会長 着席)
議長	それでは、質疑に入ります。 ただいま審議いただいた件以外の案件について、事務局説明と委員からの現地調査報告に対し、何か質問・意見等がございますか。

議長	<p>その他何かご意見等ございますか。 (質問・意見なし)</p> <p>無いようですので、質疑を終了し採決いたします。議第 41 号 (1) 番号 25 と、(2) 番号 145-1、145-2 以外の案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、原案のとおり決定することにいたします。 次に、議第 42 号 農用地利用配分計画案について、事務局の説明を求めます。</p>
	(事務局係長が挙手し、議長が指名する)
事務局係長	(議案書・朗読説明)
議長	それでは、詳細説明お願いいたします。
	(事務局が挙手し、議長が指名する)
事務局	<p>それでは説明いたします。</p> <p>町が作成する農用地利用配分計画案について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき、農地の受け手が「地域との調和要件」を満たしているか等、農業委員会の意見を求められたものです。</p> <p>29 ページをご覧ください。1 番については、これまで農事組合法人の構成員で所有者の方が耕作しておりましたが、体調を崩し、法人の中でも借手手調整することができなかつたため、今回の借人に頼むことになったと高橋敬委員より連絡をいただき、受け手変更するものです。</p> <p>2 番については、これまで農事組合法人の構成員で所有者の息子さんが耕作しておりましたが、今回の借人が作ることになったため、受け手変更するものです。以上です。</p>
議長	<p>それでは質疑に入ります。ただいまの議案の事務局説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>その他何かご意見等ございますか。 (質問・意見なし)</p> <p>無いようですので、質疑を終了し採決いたします。 議第 42 号 農用地利用配分計画案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、原案のとおり許可することに決定いたします。 予定されておりました議事は以上ですが、他に何かございませんか。 (委員、事務局共になし)</p> <p>ないようですので、これで 3 月の定例総会を閉会します。ご協力ありがとうございました。</p>